

答 申 情 第 1 3 6 号
令 和 4 年 6 月 2 9 日

京都市公営企業管理者交通局長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年4月14日付け交企総第2号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

裁判判決文の公文書一部公開決定事案（諮問情第230号）

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年8月14日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成29年7月～令和2年7月判決文」の公開を求めた（以下「本件請求」という。）。

(2) 本件請求に対し、処分庁では公開の対象となる平成29年7月1日から令和2年7月31日までに、市が訴訟当事者となった裁判の判決文7件（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、その一部を公開する旨を決定（以下「本件処分」という。）し、令和2年12月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号に該当

原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号については、公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、令和3年3月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件公文書のうち、非公開部分を公開することを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに、市が訴訟当事者となった裁判の判決文7件であり、判決を言い渡した各裁判所から交付されたものである。

本件公文書には、「原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号」が記載され、処分庁においては、条例第7条第1号に該当すると判断し、本件処分を行ったものである。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書に記載されている原告及び関係者の氏名、住所、その他個人が特定され得る情報については、個人に関する情報であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものである。また、事件番号は裁判所において事件を受理した場合に付される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されるものではないところ、特定の裁判所名とともに事件番号を開示することにより、事件が特定され、裁判所において訴訟記録を閲覧することが可能となる。これにより、訴訟記録に記載されている特定の個人に関する情報を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 審査請求の理由に対する主張

審査請求人は、審査請求の理由として「裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件番号が公示され公開されている。裁判内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。京都市交通局長の主張処分は、判決文には適用されず、判決文を京都市交通局長の判断を持って処分するのは理由がない」と主張している。

まず、審査請求人が「原告・被告・弁護士・事件名と事件番号が公示され公開されている」という主張は、裁判の対審及び判決は、公開法廷で行われているという憲法第82条の規定及び何人も、裁判所書記官に対して訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考える。憲法第82条の規定により、裁判の対審及び判決は、公開されているものであるが、この規定から裁判の対審及び判決によって公開されている個人情報等が、直ちに開示情報となるわけではない。裁判の対審及び判決が公開の法廷で行われることにより、当該訴訟に係る個人情報に接することができるのは当該法廷に出頭した事件関係者や傍聴人であり、当該個人情報何人に対しても広く公開されているわけではない（東京地裁平成31年3月14日判決）。

また、民事訴訟法第91条の規定の趣旨に照らせば、同条第1項の規定に基づく記録の閲覧請求は、その対象とする事件を特定して行うことが前提とされており、実際に閲覧請求を行う際には、各裁判所に備え付けられている閲覧・謄写票に事件番号を記載して事件を特定することが必要であるから、当該事件の事件番号それ自体が不明である場合に訴訟記録を閲覧することは想定されていないものと解される。したがって、訴訟記録について民事訴訟法第91条第1項の規定に基づき閲覧請求をすることが可能であるとしても、それは対象とする事件を特定することにより、訴訟記録を閲覧することができるにすぎず、このことを根拠として、「原告・被告・弁護士・事件名と事件番号」等の訴訟に係る内容が何人に対しても公開されているものということとはできない（東京地裁平成28年11月29日判決）。よって、審査請求人の上記主張は理由がない。

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審査会における口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 裁判所に訴えることは、原告・被告・弁護士・事件名と事件番号は公示・公開されて

いる。

- (2) 裁判の内容は、我が国の裁判制度においては明らかにされている。処分庁の処分理由は、判決文には適用されず、判決文を処分庁の判断をもって処分するのは理由がない。
- (3) 我が国の裁判は公開で行われるものであるから、そのような情報を非公開とするのは、処分庁が知られたくない情報を隠しているのではないか。
- (4) 他都市においては、判決文を全部公開としている。京都市は、情報公開において極めて適正に運営執行されていないものと考えられる。また、他都市に対して提起した公文書部分開示決定取消等請求事件の地裁判決においては、原処分時に非開示とした部分を一部開示せよ、との判決が確定している。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件公文書について
本件公文書は、平成29年7月1日から令和2年7月31日までに市が訴訟当事者となった判決文7件である。
- (2) 本件処分について
処分庁は、本件公文書のうち、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について、条例第7条第1号に該当するとして、本件処分を行ったものである。
- (3) 本件審査請求の争点について
本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について、以下検討する。
 - ア 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
 - イ 条例第7条第1号該当性について
- (4) 本件公文書を一部公開としたことの妥当性について
 - ア 処分庁は次のとおり主張する。
 - (ア) 憲法第82条の規定により、裁判の対審及び判決は公開されているが、この規定から裁判の対審及び判決によって公開されている個人情報等が直ちに公開情報となるものではない。また、当該訴訟に係る個人情報等に接することができるのは、当該法廷に出頭した事件関係者や傍聴人である。
 - (イ) 訴訟記録について民事訴訟法第91条第1項の規定に基づき閲覧請求をすることが可能であるとしても、それは対象とする事件を特定することにより訴訟記録を閲覧することができるにすぎない。
 - (ウ) 以上から、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定をもって、訴訟

に係る内容が何人に対しても公開されているものということとはできない。

イ これに対し審査請求人は、日本の裁判は公開の場で行われ、原告、被告等の情報を公開しており、また裁判の内容は明らかにされていることから処分庁の処分理由は判決文には適用されないと主張する。

当該主張は、裁判の対審及び判決は公開法廷で行うという憲法第82条の規定及び何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができるとする民事訴訟法第91条第1項の規定に基づくものであると考えられる。

ウ これらの主張を踏まえ、以下、検討する。

(7) 憲法第82条（裁判の対審及び判決の公開）は、裁判を一般に公開して、裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保することを趣旨としているものである。

(イ) また、民事訴訟法第91条第1項（訴訟記録の閲覧等）は、憲法第82条の要請に伴い何人も民事訴訟記録の閲覧を請求することが認められているものである。

ただし、訴訟記録の閲覧申請がなされた場合、対象となる訴訟記録の閲覧の可否については、同条第5項（訴訟記録の保存又は裁判所の執務への支障）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）の規定に照らし個別に判断されるものであり、あらゆる場面において訴訟記録の閲覧が容認されるものではないと解される。

(ウ) 当審査会としては、憲法第82条及び民事訴訟法第91条第1項の規定に基づく手続等の性質に鑑みると、その手続及び目的の限度において訴訟関係者に関する情報が公にされることがあるとしても、このことをもって、直ちにこれらの情報が広く一般に公にされている情報ということとはできないと考える。

したがって、審査請求人の主張を認めることはできず、本件公文書については、それぞれの公文書に記載されている情報自体の性質に応じて、公開・非公開を判断すべきものであると判断する。

(5) 条例第7条第1号該当性について

(4)のとおり、本件公文書については、個別に条例第7条第1号該当性を検討すべきものであるため、以下、検討する。

ア 条例第7条第1号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。

イ 本件公文書のうち、処分庁は、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報並びに事件番号について条例第7条第1号に該当すると主張する。

ウ まず、原告及び関係者の氏名、住所及びその他個人が特定され得る情報について検討する。

(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、処分庁の不法行為を理由とする損害賠償請求事件 4 件及び減給処分取消請求事件 1 件に係る判決文においては、訴訟当事者（ただし、処分庁の職員及び訴訟代理人を除く）及び関係者の氏名及び住所、原告の所有車に関する情報並びに関係者の肩書が非公開とされていることが認められた。

また、懲戒免職処分取消請求事件 2 件に係る判決文においては、原告（以下「被処分者」という。）の氏名は公開され、被処分者の住所、関係者の発言、関係者の職歴など個人を特定し得る情報及び被処分者の行為が表示された部分が非公開とされていることが認められた。

(イ) 当審査会において、諮問庁に対し、2 件の懲戒免職処分取消請求事件に係る判決文において被処分者の氏名を公開した理由について確認したところ、職員に対する処分のうち、懲戒免職又は停職処分については被処分者の氏名や処分事由となった事案の概要を市会などにおいて公にしていることから、被処分者の氏名を公開したとのことであった。

(ウ) 一般に、訴訟当事者又は関係者であることは公にされる情報とは言えず、また被処分者に対する懲戒免職処分の対象となった非違行為の詳細な内容や被害者の発言など、処分時には公にされていない情報は通常他人に知られたくない度合いの高いものとする。

したがって、当審査会としては、これらの情報は条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報に当たると判断する。

エ 次に、事件番号について検討する。

(ア) 当審査会において本件公文書を見分したところ、事件番号が非公開とされていることが認められた。

(イ) 事件番号は、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した日の属する年の元号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに記録符号ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、一つの裁判所において同一の事件番号を重複して付されることはないものである。また、事件が係属する裁判所名と事件番号が判明する場合、民事訴訟法第 91 条第 1 項に基づく訴訟記録の閲覧により、事件に係る個人の氏名、住所、生年月日等を知り得ることとなる。

(ウ) そこで当審査会において改めて本件公文書を見分したところ、本件公文書はいずれも各事件が係属する裁判所に関する情報が公開されていることが認められた。

(エ) そうすると、本件公文書における事件番号は、当該情報のみでは個人を識別することはできないものの、他の情報と照合することにより特定の個人を識別し得る情報であると認められ、上記ウに該当する非公開情報が明らかとなることから、当審査会としては、条例第 7 条第 1 号に規定する非公開情報に当たると判断する。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年	4月14日	諮問
	5月20日	諮問庁からの弁明書の提出
	6月21日	審査請求人からの反論書の提出
	12月2日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和3年度第7回会議）
令和4年	1月27日	審査請求人の口頭意見陳述（令和3年度第8回会議）
	3月29日	審議（令和3年度第9回会議）
	6月29日	審議（令和4年度第2回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）